大治町総合計画審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大治町総合計画条例(令和三年大治町条例第一号)第四条第二項の 規定に基づき、大治町総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関 する事項を定めるものとする。

(組織)

- 第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - 一 関係団体の役職員
 - 二 知識経験を有する者
 - 三 その他町長が適当と認める者

(任期)

- 第三条 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、委員は、任期中であってもその本来の職を離れるときは、 委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

- 第四条 審議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によって定め、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第五条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその会議の議 長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。